

物品（市内・市外事業者用）

令和8・9・10年度（登録年度）

草津市が発注する物品および役務提供等に関する

競争入札参加資格審査申請書提出要領

草津市物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年草津市告示第185号）に基づき、令和8・9・10年度に草津市が発注する物品買入れ等の競争入札等に係る参加希望者の資格審査申請を受け付けますので、希望者は次の要領で申請してください。

なお、この登録は、個人、法人、事業共同組合（官公需適格組合）の方で、備品・消耗品および役務の提供等の取り扱いに限るものとします。（建設工事、コンサルタント業務等、ビルメンテナンス・保安警備等に係るものを除く。）

※今回より業種コードを変更しております。申請書作成の際は業種コード表を必ずご確認ください。

対象者	物品および役務提供等の競争入札等参加希望者 ※登録を希望する全ての事業者。既登録者も登録期間満了に伴い、新たに申請が必要です。
申請方法	<u>郵送のみ</u> (直接持参や電子メールによる申請は受け付けません。すべて紙で作成してください。)
申請書 受付期間・ 場所等	提出期間：令和7年12月1日（月）～令和7年12月19日（金） <u>消印有効</u> 提出先：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所 総務部 契約検査課 注意事項：封筒に「物品参加資格審査申請書在中」と朱記してください。 審査基準日の令和7年12月1日以降に発送してください。 申請書等の日付は、 <u>実際に発送した日</u> にしてください。また、110円切手を貼付し宛名を記載した返信用封筒を必ず同封してください。 ※上記期限を過ぎたものは一切受け付けません。また、提出期限後に到着したもので、消印が不明なもの（料金後納など）は受け付けません。

お問合せ先

草津市役所 総務部 契約検査課（7階）

【住所】〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

【電話】077-561-2307（直通）

1 入札参加者の資格

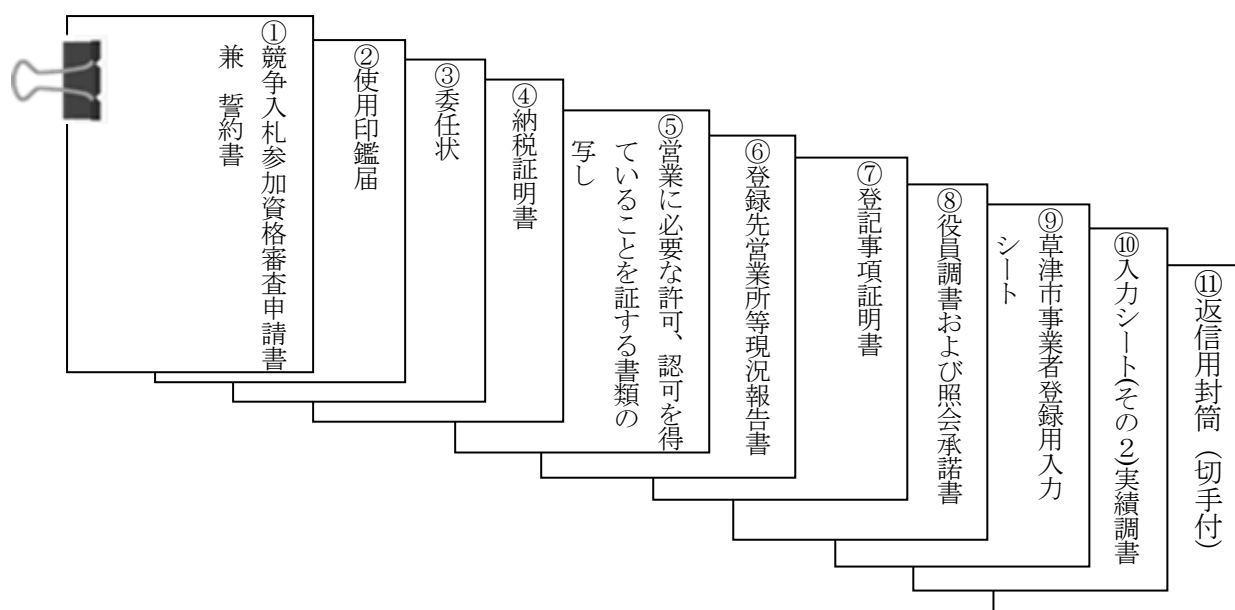
入札参加申請のできる事業者は、令和7年12月1日現在（以下「基準日」とする）、次の要件を満たす事業者とします。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない事業者および破産者で復権を得ない事業者に該当しないこと。
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を得ていること。
- (3) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは、役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人または経営に実質的に関与している者をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ 競争入札に参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (4) 草津市税等を滞納していないこと。

●提出書類イメージ●

次ページ以降を熟読の上、下記のような順番で、クリップ止めをし、1部提出してください（ファイルやとじひもは不要です）。

御協力をよろしくお願いします。



2 提出書類

順序	提出書類	
		様式
1	競争入札参加資格審査申請書 兼 誓約書	様式第1号
2	使用印鑑届 (社印不可)	様式第2号
3	委任状 (支店、営業所等で登録、取引する場合) (原則、代表者と別の方に委任をしてください。)	様式第3号
4	納税証明書 (写し可) 滞納されている場合は受付できません。 下線 に該当しない場合は提出の必要はありません。	—
	※法人・組合の場合 ① 入札参加を希望する法人等に <u>草津市税</u> が課税されている場合は、草津市発行の直近分の納税証明書 ② 消費税および地方消費税の納税証明書 (その3、その3の2、その3の3のいずれか) (注意: 全ての事業者の提出が必要です。非課税者であっても必ず提出してください。) ③ 役員および非常勤役員 (監査役除く) のうち草津市内に在住の方がいる場合は、該当する方についての、草津市発行の直近分の納税証明書	
	※個人の場合 ① 入札参加を希望する代表者に <u>草津市税</u> が課税されている場合は、草津市発行の直近分の納税証明書 ② 消費税および地方消費税の納税証明書 (その3、その3の2、その3の3のいずれか) (注意: 全ての方の提出が必要です。非課税者であっても必ず提出してください。) 	
5	営業に必要な許可、認可を得ていることを証する書類の写し (許可、認可等を必要とする業種に限る。)	—
6	登録先営業所等現況報告書 ※登録先が市内の場合のみ	指定様式1
7	登記事項証明書 ※法人・組合の場合のみ (写し可 現在事項証明書、履歴事項証明書いずれでも可とする。)	—
8	役員等調書および照会承諾書	指定様式2
9	草津市事業者登録用入力シート (表面) (裏面)	指定様式3
10	入力シート (その2) 実績調書 ※指定業種への登録の場合のみ	指定様式4
11	返信用封筒 (長形3号切手付)	—

※ 登記事項証明書・納税証明書については、写しも可とします。証明書発行日が令和7年9月1日以降のものに限りします。(資源節約のため、両面印刷に努めてください。)

※ 印鑑登録証明書の添付の必要はありません。

※ 入札参加資格審査申請書等に記載された個人情報の利用目的は、誓約書内容の確認、入札等参加事業者の選定および参加のためのものであり、この情報を目的以外に利用することはありません。

3 提出部数 1部

4 入札参加希望業種の数

入札の参加を希望できる業種数は、第1希望から第5希望まで最大5業種までとします。
(1つの業種で複数の小分類を選択した場合も、1業種として数えます。)

5 記載・提出時の注意

- (1) 黒ボールペンで正確かつ丁寧に記入、またはダウンロードした様式に入力し、白黒で印刷してください。(消せるボールペンは使用しないでください。)
- (2) 全ての様式の申請者欄は本社(本店)名とし、印鑑は実印を鮮明に押印してください。
- (3) 訂正は、二重線で消して訂正印を押印し、書き直してください。
- (4) 期限内に提出された書類に不備等があった際は、こちらから訂正等の指示をさせていただく場合があります。

6 審査の結果について

審査完了後、番号を付した受付票を返信用封筒でお送りします。これにより、令和8年4月1日から登録されることとなります。

7 資格の有効期限

令和8年4月1日～令和11年3月31日 (3年間有効)

(有効期間の満了時に通知は行いませんので、御留意ください。)

8 申請書提出後の変更申請

申請書提出後に変更があった場合(本店・営業所所在地、代表者、受任者、電話番号、使用印鑑)は、直ちに「競争入札参加資格審査申請内容変更申請書」(市のホームページからダウンロードできます。)を提出してください。

9 その他留意事項

- (1) 個人事業主の方のうち、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する方に対し、委託契約などにかかる報酬や料金をお支払いする際に、所得税を源泉徴収する場合があります。
詳しくは、実際の契約時に草津市役所職員課または税務署へ直接おたずねください。(株式会社などの「法人」は対象となりません。)
- (2) 各種納税証明書の発行にあたっては、個人番号および法人番号の記載が必要になる場合があります。詳しくは、各担当へ直接おたずねください。
※草津市税に関する証明書について → 草津市役所 税務課 諸税管理係
消費税に関する証明書について → 各税務署窓口